

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
補償課長

労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について

労災診療費算定基準の一部改定については、令和 4 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 34 号（以下「局長通達」という。）により通知されたところであるが、この運用に当たっては、下記の事項に留意の上、対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 初診料、再診料

健康保険において外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、紹介状なしで受診した場合の定額負担料（選定療養費）の金額が増額されるとともに、定額負担を求める患者について、初診の場合は、医科・歯科ともに 200 点、再診の場合は医科 50 点、歯科 40 点が保険給付範囲から控除されることとされたため、労災保険においても同様に、紹介状なしで受診した場合の定額負担料（健康保険における選定療養費）を傷病労働者から徴収した場合の初診料及び再診料を設定したものであること。

また、労災保険における医科の再診料は一般病床の病床数 200 床未満が対象であるため、選定療養費の対象とはならないことから特別の再診料の設定はなく一般病床の病床数 200 床以上の場合は、従来通り健康保険に準拠し、選定療養費の対象となる場合は、「A002 外来診療料」から所定点数を減額することになること。

なお、当該取扱は令和 4 年 10 月 1 日診療分以降から適用されること。

2 四肢（鎖骨、肩甲骨及び股関節を含む。）の傷病に係る処置等の加算

(1) 下肢創傷処置の取扱いについて

従来、創傷処置として算定されていた下肢創傷処置については、今般、診療報酬改定が行われたことに伴い、新たな区分として整理されたところであるが、下肢創傷処置についても、創傷処置と同様に四肢の傷病に係る処置の加算の対象となるものであること。

(2) 手の指に係る創傷処理について

診療報酬改定後における手の指に係る創傷処理（筋肉に達しないもの。）の具体的な算定点数は以下のとおりであること。

指1本	1,060点 (530点×2倍)
指2本	1,590点 (1,060点+530点)
指3本	2,120点 (1,590点+530点)
指4本	2,650点 (2,120点+530点)
指5本	2,650点 (530点×5倍)

3 入院室料加算

保険医療機関における入院室料に係る料金設定の実態を踏まえて金額の引き上げを行ったものであること。

4 救急医療管理加算

健康保険において救急医療管理加算の診療報酬点数が引き上げられたため、救急医療管理加算（入院）について金額の引き上げを行ったものであること。

5 リハビリテーション情報提供加算

健康保険においてリハビリテーション実施計画書の署名欄の取扱いが見直されたため、労災リハビリテーション実施計画書についても、傷病労働者自ら署名することが困難であり、かつ、傷病労働者の家族が署名することが困難である場合、家族に情報通信機器を用いて計画書の内容等を説明した上で、説明内容について同意を得た旨を診療録に記載することにより、傷病労働者本人又はその家族の署名を求めなくても差し支えないとしたこと。

6 術中透視装置使用加算

傷病労働者の早期職場復帰の観点から、対象部位に足趾骨を、対象手術に骨折非観血的整復術、関節脱臼非観血的整復術、関節内骨折観血的手術及び脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術を追加し、新たに当該加算を算定できるようにしたものであること。

7 労災電子化加算

措置期間を令和6年3月診療分まで延長するものであること。

8 職業復帰訪問指導料

医師の指示を受けて訪問指導を行う職種に公認心理師及びソーシャルワーカーを追加したものであること。

9 職場復帰支援・療養指導料

(1) 新興感染症（新型コロナウイルス感染症）罹患後症状への対応について

新興感染症（新型コロナウイルス感染症）罹患後症状を有する傷病労働者に対する職場復帰支援を促進する観点から、「新興感染症（新型コロナウイルス感染症）罹患後症状の場合」の区分を設けたこと。

ただし、「精神疾患を主たる傷病とする場合」及び「その他の疾患の場合」

とは対象となる傷病労働者の要件が異なることから、算定上限回数を2回としたものであること。

(2) 点数の傾斜配分について

健康保険の療養・就労両立支援指導料においては、初回指導時の労力を考慮した点数設定となっていること、また、傷病労働者の早期社会復帰を促進する必要があることから、早期段階の比重を重くする傾斜配分としたものであること。

(3) 公認心理師について

健康保険の療養・就労両立支援指導料における相談支援に係る職種要件の見直しに伴い、主治医の指示を受けて職場復帰のために必要な説明及び指導を行う職種に公認心理師を追加したものであること。

(4) 指導管理箋について

新興感染症（新型コロナウイルス感染症）罹患後症状専用の様式を追加したものであること。また、従来の様式について、本人署名欄の追加、症状記載欄に2回目以降は前回指導時の症状を記載する旨の注意書きの追加及び指導管理箋の取扱いに関する注の追加を行ったものであること。

10 コンピューター断層診断の特例

自院で画像撮影を行うことが困難である医療機関が、画像撮影を専門に受け持つ医療機関に撮影を依頼するケースが増加していることを考慮し、初診時に他の医療機関が撮影した画像を診断して医科点数表「E203 コンピューター断層診断」を算定した場合であっても、同一月の再診時にコンピューター断層診断の特例の算定を可能としたものであること。